

第4号様式（表面）

町田市ごみ集積所管理計画書

年 月 日

町田市長 様

住所  
氏名  
電話 ( )

集合住宅の名称	
所在地	町田市
用途	・住宅 ( ) 戸 ・店舗等併用 (うち住宅 戸)
規模	・敷地面積 m <sup>2</sup> (住宅部分の延べ面積 m <sup>2</sup> 店舗等の延べ面積 m <sup>2</sup> ) ・階数：地上 階 ・ 地下 階
区分	・中規模集合住宅 (延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上3000m <sup>2</sup> 未満のもの) ・小規模集合住宅 (延べ面積1000m <sup>2</sup> 未満で4戸以上のもの)
完成予定	年 月 (上・中・下旬) 頃
ごみ集積所 管理責任者	住所 氏名 電話 ( )
管理形態	・常駐管理予定 ・巡回管理予定 ・自主管理 ・その他
確認事項	裏面の各事項について遵守します。

## 第4号様式（裏面）

### 遵守事項

#### 中規模集合住宅（9戸以上）

- 1 廃棄物及び資源物を正しく分別し、決められた日に排出するよう書面にて入居者へ通知します。
- 2 ごみ集積所を設置した場合は、指定された時間までに、ごみ容器及び資源物をごみ集積所まで持ち出します。
- 3 ごみ集積所及びごみ容器等は、常に清潔に保ちます。
- 4 ごみ集積所の管理については、市の収集業務に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って対処、解決します。
- 5 ごみ集積所管理責任者を変更したときは、速やかにごみ集積所管理責任者選任・変更届を提出します。
- 6 事業主が建築物を譲渡する場合、あるいはごみ集積所の管理を委託する場合は、その相手方に自己の責任において適切な指導を行うことにより、ごみ集積所を適切に管理します。
- 7 所有権が移転する際は、上記の各事項について引き継ぐものとします。

#### 小規模集合住宅（8戸以下）

- 1 廃棄物及び資源物を正しく分別し、決められた日に排出するよう書面にて入居者へ通知します。
- 2 資源物を出す際には、あらかじめ近隣にあるごみ集積所の使用者と調整し、トラブルのないように対応します。受入れを拒否された場合は、集合住宅の敷地内に廃棄物及び資源物を排出できるごみ集積所を設けます。
- 3 ごみ集積所及びごみ容器等は、常に清潔に保ちます。
- 4 ごみ集積所の管理については、市の収集業務に支障のないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って対処、解決します。
- 5 ごみ集積所管理責任者を変更したときは、速やかにごみ集積所管理責任者選任・変更届を提出します。
- 6 事業主が建築物を譲渡する場合、あるいはごみ集積所の管理を委託する場合は、その相手方に自己の責任において適切な指導を行うことにより、ごみ集積所を適切に管理します。
- 7 所有権が移転する際は、上記の各事項について引き継ぐものとします。

